

新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
当座勘定規定 1～6.（省略） 7.（手形、小切手の支払） （1）（省略） <u>（2） 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u> （3） 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 8.（手形、小切手用紙） （1）～（3）（省略） <u>（4） 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u> （5） 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 <u>（6） 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>（7） 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 9～16.（省略） 17.（印鑑照合等） （1） 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）</u>を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2） 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 （3）（省略） 18～27.（省略） <u>（削除）</u> <u>28.（保険事故発生時における本人からの相殺）</u> （1）～（4）（省略）	当座勘定規定 1～6.（省略） 7.（手形、小切手の支払） （1）（省略） <u>追加</u> （2） 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 8.（手形、小切手用紙） （1）～（3）（省略） <u>追加</u> （4） 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 <u>追加</u> <u>追加</u> 9～16.（省略） 17.（印鑑照合等） （1） 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 <u>（追加）</u>を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2） 手形、小切手として使用された用紙 <u>（追加）</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 （3）（省略） 18～27.（省略） <u>28.（個人情報情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> <u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u> <u>29.（保険事故発生時における本人からの相殺）</u> （1）～（4）（省略）

改正後	改正前
29.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ①～⑤（省略） 30.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第29条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④（省略） (2)（省略） 31.（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1)～(5)（省略） 32.（規定の変更等） (1)～(2)（省略） 以 上 <u>（令和4年11月4日現在）</u> 30.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ①～⑤（省略） 31.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第30条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④（省略） (2)（省略） 32.（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1)～(5)（省略） 33.（規定の変更等） (1)～(2)（省略） 以 上 <u>（令和4年4月1日現在）</u>	

附則（指(相)第 号）
（実施日）
この規定は、令和4年11月4日から実施する。

新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
普通貯金規定 1 ～13.（省略） 14.（解約等） （1）（省略） （2）（省略） ①～④（省略） <u>⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</u> <u>⑥</u> ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 （3）～（5）（省略） 15～21.（省略） 以 上 <u>（令和4年11月14日現在）</u>	普通貯金規定 1 ～13.（省略） 14.（解約等） （1）（省略） （2）（省略） ①～④（省略） <u>（追加）</u> <u>⑤</u> ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 （3）～（5）（省略） 15～21.（省略） 以 上 <u>（令和4年4月1日現在）</u>
普通貯金無利息型（決済用）規定 1 ～13.（省略） 14.（解約等） （1）（省略） （2）（省略） ①～④（省略） <u>⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</u> <u>⑥</u> ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 （3）～（5）（省略） 15～21.（省略） 以 上 <u>（令和4年11月14日現在）</u>	普通貯金無利息型（決済用）規定 1 ～13.（省略） 14.（解約等） （1）（省略） （2）（省略） ①～④（省略） <u>（追加）</u> <u>⑤</u> ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 （3）～（5）（省略） 15～21.（省略） 以 上 <u>（令和4年4月1日現在）</u>

附則（指(相)第73号）
（実施日）
この規定は、令和4年11月14日から実施する。